※沖縄県緊急事態宣言発出(令和3年1月19日付け)を受けての変更

令和3年1月20日改定

保育所等における新型コロナウイルス感染症対応
緊急事態措置対象区域(※1)に渡航した場合の出勤・登所の判断基準

(※1) 国及び都道府県独自の緊急事態宣言が発出された地域(下記【適用期間】の項目参照。)

【対象者】
竹富町立保育所(全7ヶ所)の施設職員及び通所する児童
(対象施設:竹富保育所、黒島保育所、小浜保育所、大富保育所、上原保育所、西表保育所、波照間保育所)
◆判断基準の準用を推奨する施設等… ファミリーサポートセンター

※国の緊急事態宣言の対象地域が追加された場合は、その時点で本判断基準の緊急事態措置対象区域として含め、7日間出勤・登所停止の対象とします。
(1月18日時点:11都府県)
※各都道府県独自の緊急事態宣言が発出された場合も、上記同様の判断とします。
(1月18日時点:5県)

【適用期間】
新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みを必要とする当面の間
【令和3年1月 8日～】 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県(経由も含む。)
【令和3年1月14日～】 栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県(経由も含む。)
【令和3年1月20日～】 都道府県独自の緊急事態宣言が発出された地域:茨城県、三重県、長崎県(長崎市のみ)、熊本県、宮崎県(経由も含む。)

渡航の確認

【本人の渡航歴】
本人が緊急事態措置対象区域に渡航した

YES

本人:7日間 出勤・登所停止
・**行動履歴票**を所属長に提出(即時)
・**健康観察(※2)**実施(検温と症状記録)(7日間)

NO

【家族の渡航歴】(いずれかに該当する)
□本人ではなく同居の家族等が緊急事態措置対象区域に渡航した。
□別居する家族等が緊急事態措置対象区域から帰島し、同居した。

YES

NO

健康観察期間中(1日目～7日目の間)

本人・家族の発熱等の有無

発熱や風邪症状(※3)あり

発熱や風邪症状(※3)なし

出勤・登所可能

ただし家族及び本人 **14日間** 経過観察
・**健康観察(※2)**(検温と症状記録)を実施し、期間終了時、健康観察票を所属長へ提出

出勤・登所可能

ただし家族及び本人その後 **7日間** 経過観察
・**健康観察(※2)**(検温と症状記録)を実施し、期間終了時、健康観察票を所属長へ提出

症状の確認

健康観察期間中(1日目～14日目の間・7日目～14日目の間)

本人・家族の発熱等の有無

発熱や風邪症状(※3)なし

発熱や風邪症状(※3)あり

出勤・登所可能

出勤・登所停止
早急に感染防止の対策をとる

※緊急事態措置対象区域に渡航後、発熱や風邪症状がある場合や濃厚接触等の懸念がある場合は、下記相談窓口にご相談ください。その後、竹富町福祉支援課または最寄の保育所に登所についてご相談頂けますようお願いいたします。

<相談先>
●かかりつけの医療機関
●沖縄県新型コロナウイルス感染症相談窓口(コールセンター)
電話:098-866-2129 受付時間:24時間対応
●竹富町新型コロナウイルス感染症相談窓口
電話:0980-82-7529
受付時間:午前8時30分から11時まで(土日祝祭日のぞく)

(※2)健康観察は、本人及び同居家族等を対象とします。
(※3)発熱や風邪症状は、発熱、呼吸器症状(せき、のどの痛み、鼻水・鼻づまり等)、頭痛、倦怠感、味覚・嗅覚異常、消化器症状(下痢、嘔吐等)等を指します。

【本件のお問合せ先】竹富町福祉支援課 (TEL 0980-83-7415)または最寄の保育所